

## 飲食店・旅館・仕出し店等 参加募集要領

### 1. 地魚の販促事業について

#### (1) 目的

- ・コロナ禍や燃油・資材高騰などで苦しい状況におかれている本市水産業を下支えするため、地魚の消費拡大と飲食店等の利用拡大を図る。
- ・「ふうどフェスタ」と連携実施することで、本市食文化の更なる発展を図る。

#### (2) 概要

由良漁港・鼠ヶ関港で水揚げされた地魚（対象魚種 15 種）を仲買人・鮮魚店（本事業登録事業者 以下「仲買人等」という）から飲食店・旅館等（以下「飲食店等」という）が購入した際の経費（消費税を除いた額、上限あり）の 2 分の 1 を食文協が補助します。

※実施期間 令和 4 年 10 月 1 日(土)から令和 4 年 10 月 31 日(月)

※補助対象となる魚種、購入形態、魚種ごとの補助単価の上限、業種ごとの 1 か月間の補助額の上限、参加するための要件については、別紙「地魚販促事業について(概要版)」に記載のとおりです。

※飲食店等からは、地魚の積極的な利用にご協力をお願いします。

#### (3) 事務の流れ **※2 年前の地魚販促事業よりも簡素化しました**

①飲食店等が、仲買人等から補助対象の地魚を購入し、通常どおり代金を支払います。

②飲食店等が、食文協に補助金の交付申請を行います。

※申請に必要な書類

- ・仲買人等が発行した「地魚の販促事業専用の地魚納品書」の写し
- ・仲買人等が発行した「地魚代金の領収書」または「振込通知書」の写し
- ・補助金交付申請書、請求書

☆「鮮魚店が営む仕出し店」においては、仕出し部門で使用した地魚分の上記書類をご用意ください(卸し部門で他の飲食店等に販売した地魚分が混ざらないように分けてくださるようお願いいたします)

※申請時期

- ・半月ごとの 2 回に分けて申請、または 1 カ月分をまとめて申請のいずれでも結構ですが、**申請の最終期限を令和 4 年 12 月 14 日(水)とします。**

③申請を受け付けてからから 2 週間以内を目途に、食文協が、提出書類を審査して飲食店等の指定口座に補助金を振り込みます。

#### (4) 留意事項

①地魚を購入する際に、極端に多くの量を仕入れて、市場に影響を与えることが無いようご配慮ください。

②地魚の購入について、他の店舗と比べて著しく高く購入するなどの疑義が生じた場合は、事務局で調査します。また、地魚の購入価格を恣意的に釣り上げた等の不正が発覚した場合には、本事業への参加及び購入した魚代金の半額補助を取り消しますのでご注意ください。

## 2. 飲食店等の利用拡大事業への協力について

今回も「魚の美味しいまち鶴岡キャンペーン」として「地魚の販促事業」と併せて「飲食店等の利用拡大事業」を行い、秋から忘年会シーズンまでの期間、各店自慢の魚料理の消費を推進いたしますので、ご協力いただきたくお願いします。

※実施期間 令和4年10月1日(土)から令和4年12月31日(土)

※実施内容

- ・飲食店等の利用を促す広告宣伝。
- ・目印物品(チラシ、ポスター、ステッカー、のぼり旗等)の掲出。
- ・地魚を活用した料理・メニューを購入した方への抽選プレゼント

応募案内カードの配布(応募はスマートフォンで行います)。  
※お品書き等に「地魚」「由良産、鼠ヶ関産」等の文言を入れることにご協力をお願いします。

※プレゼントは、ふるさと納税返礼品でも活用している「地魚加工品」や「魚屋さんで使える地魚購入券」を予定しています。

## 3. 低利用魚料理の提供への協力について

これまでの「魚の美味しいまち鶴岡キャンペーン」で低利用魚のお試し無償提供を実施し、飲食店等の皆様からカナガシラなどの低利用魚に親しんでいただきました。

この度は「ふうどフェスタ」との連携実施ということで、旬の地魚料理に加えて、これまででは目にすることが少なかった低利用魚料理を考案・提供いただき、漁業者の所得向上や水産資源の有効活用につなげたいと考えております。

昨年度は、鶴岡食のアンバサダーの皆様にもカナガシラを使った料理のレシピ提供をいただきました。

今年度は、より多くの飲食店等から、現状では使われることの少ない低利用魚をご活用いただけるよう勉強会なども企画いたしますので、低利用魚料理の提供について前向きにご検討いただきたくお願いします。

## 4. 本事業への参加手続きについて

○本事業への参加には、事前登録が必要です。

※登録申込書をご覧いただき、9月9日(金)17:00までに、googleフォームへアクセスして登録いただくか、FAX、メール、郵送、持参で提出ください。

※9月9日(金)までにお申し込みいただいた店舗については、9月中旬にwebサイトに店舗情報を掲載いたします。それ以降にお申し込みいただいた店舗についても随時、店舗情報を掲載します。

### ■申込先(問い合わせ先)

**鶴岡食文化創造都市推進協議会事務局**  
**魚食担当 鶴岡市農林水産部農山漁村振興課**

〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号

TEL 0235-25-2111(内線597) FAX 0235-25-8763

mail nousan@city.tsuruoka.yamagata.jp

※持参での参加申込書の受付、電話でのお問い合わせについて、土曜、日曜、祝祭日を除く平日の8:30から17:00まで受け付けます。